第４編　災害復旧・復興編

第１章　災害復旧事業の推進

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

事前に地域の抱える課題を抽出しておき、被災を契機として都市構造や地域産業の構造等をより安全なものに改善する復興計画を速やかに作成し、地域住民や関係団体との調整及び合意形成を行い、計画的に復興事業を推進する。

特に震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業許可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地開発等の事業を実施するうえでの人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があり、事前に確認しておけることや対応できることについては洗い出しをしておくことが望ましい。

また、ジェンダー主流化の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。

第１　災害復旧事業計画の作成【企画部】

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針は次のとおりである。

１　災害の再発防止

復旧事業計画の作成にあたっては、被災原因・被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は十分に連絡調整を図る。

２　災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の作成にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう、関係機関は十分に連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は次のとおりである。

ア　公共土木施設災害復旧事業計画
イ　農林水産業施設事業復旧計画
ウ　都市災害復旧事業計画
エ　上下水道災害復旧事業計画
オ　住宅災害復旧事業計画
カ　社会福祉施設災害復旧計画
キ　公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
ク　学校教育施設災害復旧事業計画
ケ　社会教育施設災害復旧事業計画
コ　復旧上必要な金融その他資金計画
サ　その他の計画

第２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成【企画部】

関係機関は、国又は県が以下の法令等に基づき費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては財政援助及び助成計画を作成し、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

１　法律に基づく財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法
ウ　公営住宅法
エ　土地区画整理法
オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
キ　予防接種法
ク　都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助する。
ケ　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
コ　県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
サ　水道法

２　激甚災害に係る財政援助措置

激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう県に協力し、施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

第３　災害復旧事業の実施【各部】

災害により被害を受けた施設の復旧等を迅速に行うため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等の活動体制について、必要な措置をとるものとする。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係する市民に対して理解を得るように努める。

第２章　災害復興の推進

第１　復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第２　復興方針・計画の策定

１　復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等より構成される災害復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。

復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

２　復興計画の策定

市は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第３　復興事業の実施

１　市街地復興事業のための行政上の手続き実施

市は、被災市街地復興特別措置法第５条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等ができる。

２　復興事業の推進

(1) 専管部署の設置

市は、復興に関する専管部署を設置する。

(2) 復興事業の実施

市は、復興に関する専管部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

第４　特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施するものとする。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長に対して当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。

第３章　民生安定化措置

大規模災害時には、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、防災関係機関と協力し民生安定のための緊急措置を講ずる。

市、県及び国は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第１　被災市民相談【各部】

被災者からの相談に的確に対応できるよう、各部署は、各相談室又は窓口で相談があった場合、積極的な相互協力体制のもと相談内容に対応する。特に、各相談室等は相談窓口を開設し、専門家や他機関等の協力を積極的に求めるものとする。

１　考慮すべき相談内容

ア　生命保険、損害保険（支払い条件等）
イ　法律関係（借地借家契約、マンション復旧、損害補償等）
ウ　メンタルケア（ＰＴＳＤ、不眠、ストレス等）
エ　外国人（安否確認、大使館等からの連絡、避難生活等）
オ　住宅（仮設住宅、空き物件情報、公営住宅、復旧工事等）
カ　雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
キ　消費（物価、必需品の入手、詐欺商法情報）
ク　教育（学校、受験、転校等）
ケ　福祉（身体障害者、高齢者、児童等）
コ　医療・衛生（医療、薬、リハビリ等）
サ　廃棄物（災害ごみ、瓦礫、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
シ　金融（生活資金等の融資制度等）
ス　ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通機関等）

２　相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家の派遣を要請する。

また、弁護士、業界団体、ボランティア等にも協力要請し相談体制を整えるものとする。

第２　罹災証明・被災証明の発行【総務部・市民生活部・危機管理課・消防組合】

１　罹災証明について

内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に従って、罹災証明を発行する。

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の証明を行うものとする。

(2) 証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

(3) 罹災証明の様式

罹災証明の様式は、資料編【様式 11】のとおりとする。

(4) 被害家屋の判定基準（上記(1)アにかかわるもの）

罹災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準について」［平成 13 年６月 28 日　府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）］等に基づき、1 棟全体で、10 日以内に調査を開始するものとする。

２　罹災証明発行の流れ

罹災証明の発行は次の流れで実施する。また、発行についてのマニュアルを整備しておくものとする。

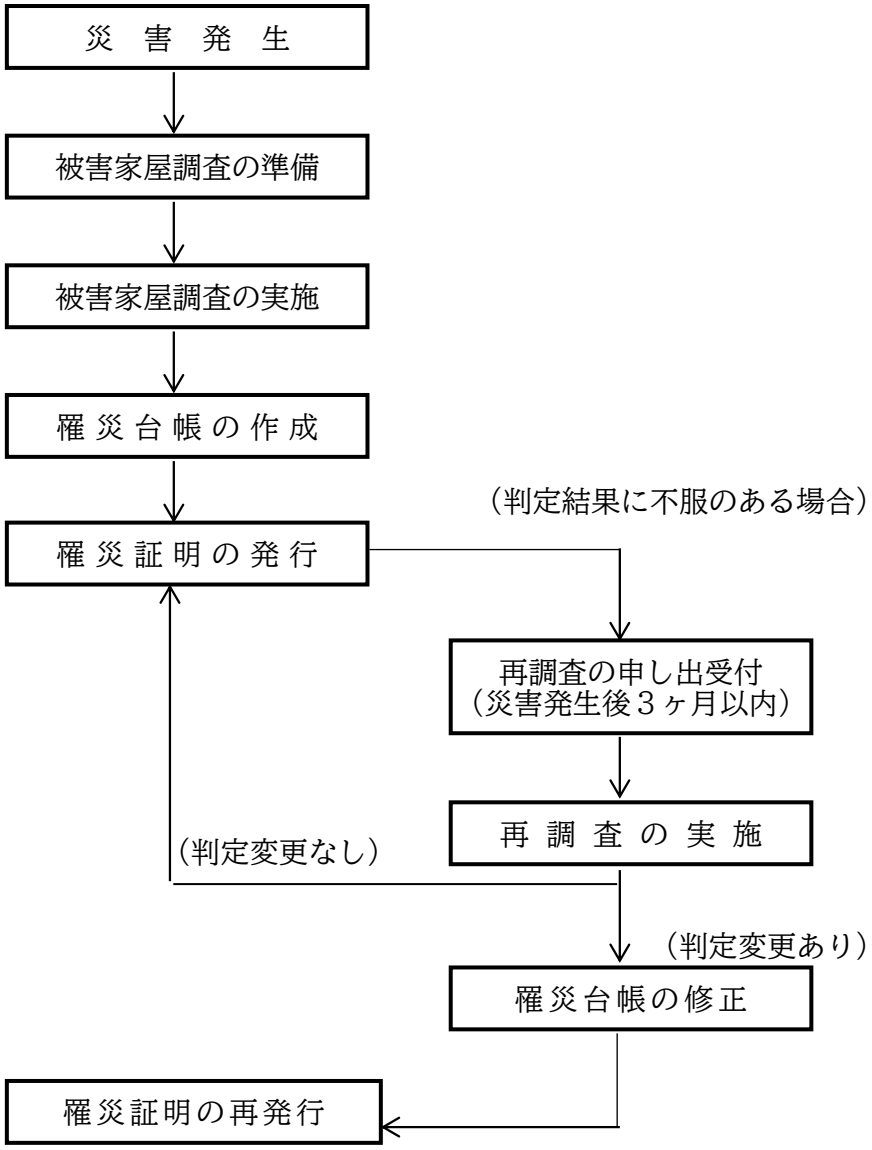

３　被害家屋調査の事前準備

発災後、被害家屋調査のための事前準備として、次の項目を実施する。

(1) 被害地域の航空写真の撮影準備

(2) 事前調査の実施

調査全体計画を策定するため、収集した情報を基に被害の全体状況を把握する。

(3) 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

(4) 調査員の確保

ア　市職員の確保

イ　ボランティア調査員（民間建築士等）の手配

ウ　相互応援協定を締結している市への応援職員派遣要請

エ　国、県、他市町村への応援職員派遣要請

オ　班編成と調査地区割りの検討

(5) 調査備品等の準備

ア　調査携帯品の準備（傾斜計（下げ振り）、コンベックス、クラックスケール、調査票、筆記用具、デジタルカメラ、携帯電話等）

イ　調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）

ウ　調査員運搬用車両の確保、手配

４　被害家屋調査の実施

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(1) 調査期間

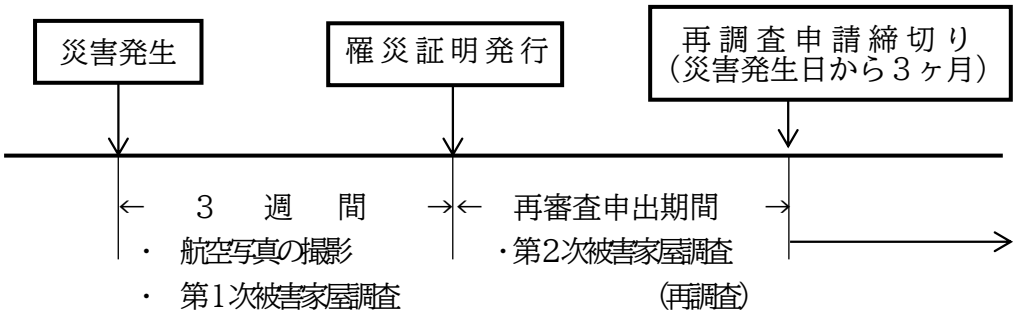

(2) 調査方法

ア　航空写真の撮影

災害発生後３週間以内に被災地の航空写真を撮影する。

イ　第１次被害家屋調査

被害家屋を対象に２人１組で外観から目視調査を行う。

ウ　第２次被害家屋調査

第１次調査の結果に不服のあった家屋及び第１次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、２人１組で１棟ごとに立入調査を実施する。

(3) 調査体制

ア　人員　２人１組

イ　調査員　市、国、県及び他市町村職員、ボランティア調査員（民間建築士等）

ウ　必要がある場合は、調査員の応援派遣の要請を依頼する。

(4) 調査後

調査実施後、判定結果、家屋データ、地番、住所表示、住民基本台帳等のデータを被災者台帳に記録し、罹災証明書発行等各種支援に備える。

5　再調査の実施

罹災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合及び第１次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から３ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに罹災証明書を発行する。同時に、被災者台帳のデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、判定委員会（市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見をふまえ市長が判断する。

6　罹災証明の発行

罹災証明は原則として１世帯１枚の発行とする。ただし、特別な事情があると認められた場合はこの限りではないものとする。なお、罹災証明書等の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請によるものとし、市長が発行する。

罹災証明書に関する市民広報を実施し、被災者への周知徹底を図ることとする。その際に被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを、被災者に正確に伝達する。

また、罹災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。災害対策本部が設置されていない場合の罹災証明書発行等は、危機管理課で行う。

7　被災証明の発行

被災証明は、被災者が被災した事実を証明するために、必要に応じて被災者からの申請により発行するものとする。

被災証明に関する相談窓口を市役所に設置し、被災証明書の発行は、災害により被災をした本人又は代理人からの申請によるものとし、市長が発行する。

第３　被災者台帳の作成【各部】

災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。

① 氏名
② 生年月日
③ 性別
④（住民基本台帳に記載の）住所又は居所
⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
⑥ 援護の実施の状況（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等）
⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
⑧ 世帯の構成
⑨ 罹災証明書の交付状況
⑩ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）
⑪ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）
⑫ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

１　被災者台帳の作成

市は、被災者への各種援護措置を実施する関係各班と連携し、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報（次記参照）を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れなどがないか確認する。

なお、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第 30 条の規定により、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

〔被災者台帳の作成に利用する主な情報〕

基本情報	(1) 住民基本台帳 (2) 避難行動要支援者名簿 (3) 罹災台帳（被災家屋認定調査結果）
付加情報	(1) 罹災証明書発行記録 (2) 被災者生活再建支援金、義援金等の支給記録 (3) 各種税金・公共料金等の減免申請記録 (4) 応急仮設住宅への入居、被災住宅の応急修理等の申請記録

２　被災者台帳の利用、提供

市は、被災者への罹災証明書交付の際、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請にあたり、被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）などが図られることを説明する。

なお、市以外の各種援護措置の実施機関（電力会社、ガス会社、ＮＨＫ等）への被災者台帳掲載情報の提供について本人が情報提供することに同意する場合、市がその申し出を受付ける。また、外部機関から市へ情報提供の申請があった場合、本人同意の範囲内で被災者台帳掲載情報を市から当該機関に提供する。

第４　義援金及び見舞金の受入配分計画【企画部・福祉部・会計課】

市は、国民、企業等から寄託された被災者あての義援金を、迅速、確実に被災者に配分するための受付、保管、輸送等について、市と日本赤十字社等の関係機関で構成される委員会を設置し、総合的な計画を策定するとともに、その計画に基づき活動を実施する。なお、当市においては、原則、個人からの義援物資や見舞品の受入れは行わない。

１　義援金の受付

義援金の受付は、原則として委員会が開設した窓口及び指定銀行口座への振込とする。その際に寄託者に受領書を発行する。なお、指定銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。

２　義援金の配分及び輸送

委員会は、県又は日本赤十字社から送付された義援金について、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

３　義援金の保管場所

義援金の保管場所について、あらかじめ計画を策定しておき、被災者に配分するまでの一時保管を行う。

４　義援金の受付状況及び配分状況等の広報・報告

災害が発生し、義援金を受け付けることが決定された場合は、直ちに、受付期間、受付方法及び義援金の使途について、広報紙、報道機関、災害関連支援団体等の協力を得て広報するとともに、市公式ホームページ等も活用する。

なお、義援金の受付状況及び配分基準・配分状況については、定期的に報告して透明性を確保する。

第５　被災者の生活確保【各部】

１　職業あっせん計画

市は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所に協力を依頼する。

２　租税等の徴収猶予及び減免等

(1) 市税の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

(3) 国民健康保険税の徴収猶予及び減免

市は、災害によって生活が著しく困難になった納税義務者に対し、申請により被災の

状況に応じて保険税を減免する。また、災害によって財産に損害を受けた納税義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。

(4) 国民年金保険料の免除

被保険者が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、知事に保険料の免除申請をする。

３　郵便事業等に関する措置

災害が発生した場合、災害の態様及び市民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 災害救助法適用時における郵便事務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供

(4) 避難所における臨時の郵便物差出箱の設置

(5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

第６　被災者生活再建支援制度【危機管理課】

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的としている。また、事務処理にあたっては「被災者生活再建支援制度－事務の手引き－」を参考とし、県との連絡調整を密接に行うものとする。

１　対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は、次のとおりである。

(1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害

(2) 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

(3) 100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

※　対象世帯、支給限度額、支給方法、手続等については、㈶都道府県会館被災者再建支援基金部作成の『被災者生活再建支援制度－事務の手引き－』による。

(4) 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において(1)又は(2)に定める被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域で

あって、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

(5)(3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口１０万未満のものに限る。）の区域であって、(1)～(3)までに定める区域のいずれかに隣接し、かつ、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

２　支援対象世帯

住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定める、以下の通りとする。

(1) 住宅が全壊した世帯

(2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯

(3) 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯

(4) 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯

(5) 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯

※ 全壊：損害割合 50%以上
　半壊：損害割合 20%以上 50%未満
　大規模半壊：損害割合 40%以上 50%未満
　中規模半壊：損害割合 30%以上 40%未満

３　支援金の額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額)。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

〔全壊等〕

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃貸 （公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

〔中規模半壊〕

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃貸 （公営住宅以外）
支給額	100 万円	50 万円	25 万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給

4　市町村における事務

(1) 被害情報の収集把握
(2) 住宅の被害認定
(3) 罹災証明等必要書類の発行
(4) 支給申請等のとりまとめ
(5) 支給申請書の審査等

なお、都道府県は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができるものとされている。

5　支援金支給の流れ

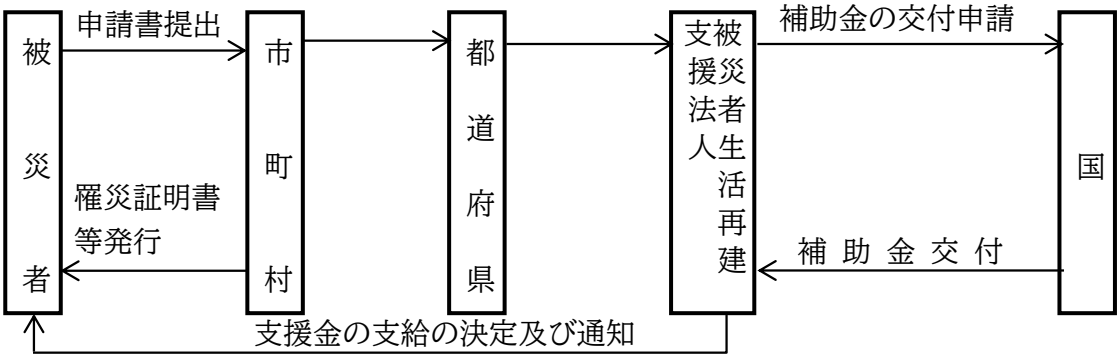

6　埼玉県・市町村被災者安心支援制度

被災者生活再建支援法等の対象とならない被災者を救済するため、県及び県内市町村が共同で支援を行う（平成26年４月１日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和２年４月１日以降に発生した自然災害から適用。）。

埼玉県・市町村生活再建支援金（被災者生活再建支援法の補完）	支援法が適用されない全壊世帯等に対して、法と同様の支援金を支給する。 (1) 支援の対象となる被災世帯 住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第２条第１項(2)ア～エで定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容

<table>
<tr><td></td><td>
(2) 支援金の額
支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）
① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><th>住宅の被害程度</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td>全壊、解体、長期避難</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>大規模半壊</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr>
<tr><td>中規模半壊</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td><td>25 万円</td></tr>
</table>
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計 200（又は 100）万円
※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
(3) 市の役割
ア　住宅の被害認定
イ　罹災証明書等必要書類の発行
ウ　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
エ　支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>埼玉県・市町村半壊特別給付金</td><td>
災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
(1) 支援の対象となる被災世帯
埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第２条第１項(2)オで定める住家が半壊した世帯
(2) 給付金の額
補修 50 万円、賃借（公営住宅以外）25 万円
（※世帯人数が１人の場合は、補修 37 万５千円、賃借 18 万７千５百円）
(3) 市の役割
ア　住宅の被害認定
イ　罹災証明書等必要書類の発行
ウ　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
エ　支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
</td></tr>
</table>

埼玉県・市町村家賃給付金 （災害救助法の補完）	特別な理由がある住宅全壊世帯が、民間賃貸住宅にも入居できるよう家賃給付金を支給する。 (1) 支援の対象となる被災世帯 下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第３条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると１週間に１日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由 (2) 給付金の額 給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額６万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が５人以上である場合には、給付金の額は月額９万円を上限とする。支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長１２月とする。 (3) 市の役割 ア　住宅の被害認定 イ　罹災証明書等必要書類の発行 ウ　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 エ　支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付

【埼玉県「埼玉県地域防災計画」（令和４年３月）による】

第７　被災者への融資等【環境経済部・福祉部】

１　災害見舞金の支給

市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を入間市災害見舞金等支給要綱（資料編「資料４－７」参照）に基づき支給する。

２　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受け

た者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

資料編『資料４－６　入間市災害弔慰金の支給等に関する条例』参照

(1) 災害弔慰金の支給

一定規模以上の自然災害により死亡した遺族に対して災害弔慰金を支給する。

対象災害	① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により５世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が５以上の市町村が３以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（３ヶ月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500 万円 ② ①以外の場合 250 万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
申請窓口	福祉総務課

【埼玉県「埼玉県地域防災計画」（令和４年３月）による】

(2) 災害障害見舞金の支給

一定規模以上の自然災害により負傷し又は疫病にかかり、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し災害障害見舞金を支給する。

災害対象	災害弔慰金と同じ
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者
支給額	① 生計維持者　250 万円 ② ①以外　125 万円
費用負担	国 1/2　県 1/4　市 1/4
申請窓口	福祉総務課

【埼玉県「埼玉県地域防災計画」（令和４年３月）による】

(3) 災害援護資金の貸付

一定規模以上の自然災害により世帯主の負傷及び住居、家財に損害を受けた世帯に対

し、生活の建て直しに資するため災害援護資金の貸付を行う。

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が１箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が１人　220 万円 ②　〃　２人　430 万円 ③　〃　３人　620 万円 ④　〃　４人　730 万円 ⑤　〃　５人以上　730 万円に世帯員の人数から４人を除いた者１人につき 30 万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず 1,270 万円
貸付対象となる被害	① 療養期間が１ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の 1/3 以上の損害
貸付金額	① 世帯主の１ヶ月以上の負傷　限度額　150 万円 ② 家財の 1/3 以上の損害　〃　150 万円 ③ 住居の半壊　〃　170（250）万円 ④ 住居の全壊　〃　250（350）万円 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失　〃　350 万円 ⑥ ①と②が重複　〃　250 万円 ⑦ ①と③が重複　〃　270（350）万円 ⑧ ①と④が重複　〃　350 万円 ※（　）は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10 年間とし、据置期間は、そのうち３年間
利率	年３％以内で市町村の条例により設定。　ただし据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の 2/3 を国庫補助、1/3 を県負担とする。
申請窓口	福祉総務課

【埼玉県「埼玉県地域防災計画」（令和４年３月）による】

３　中小企業関係融資

（1）商工会、中小企業団体等と連携した埼玉県経営安定資金融資制度の支援
（2）中小企業の被害状況調査、資金需要の把握
（3）政府系金融機関等の金融特別措置の周知

４　被災農林業者への融資等

（1）天災融資法に基づく被害農林業者への融資
（2）埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資
（3）(株)日本政策金融公庫の貸付
（4）農業保険法に基づく農業共済団体と連携した農業保険業務の促進